

平成29年度茨城県消費者教育啓発講座実施要領
(民生委員，介護職員，訪問看護職員，福祉行政担当職員等向け)

- 1 趣 旨 架空請求等の悪質商法に関する相談が後を絶たないことに鑑み，民生委員，介護職員，訪問看護職員，福祉行政担当職員等に対して，消費者教育を行うために必要な知識及び実務能力を習得するための研修を実施することにより，高齢者等への見守りを通して消費者被害の未然防止を図る。
- 2 対 象 県内の民生委員，介護職員，訪問看護職員及び福祉行政担当職員 等
- 3 予定人数 各会場 50名程度
- 4 期日及び場所
 (県北会場) 平成29年11月29日(水) 常陸太田市民交流センター(パーティホール) 大会議室
 (常陸太田市中城町 3210)
 (県中央会場) 平成29年12月12日(火) ワークプラザ勝田 2階 研修室2
 (ひたちなか市東石川 1279)
 平成29年12月22日(金) 茨城県水戸生涯学習センター 大講座室
 (水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階)
 (鹿行会場) 平成29年12月19日(火) 潮来市中央公民館 3階 研修室
 (潮来市日の出3-11)
 (県南会場) 平成29年12月 5日(火) 取手市福祉会館 3階 講座室C
 (取手市東1-1-5)
 平成29年12月 7日(木) ワークヒル土浦 2階 会議室
 (土浦市木田余東台4-1-1)
 (県西会場) 平成29年12月14日(木) 茨城県県西生涯学習センター 2階 小講座室2
 (筑西市野殿 1371)

5 カリキュラム及び日程 (各日共通)

12:30-13:00	受付
13:00-15:00	<p>【講義】見守り活動者と高齢者・福祉機関との連携，最近の消費者トラブルと相談事例</p> <p>高齢者の消費者被害を未然に防ぎ，相談や救済につなげるための連携・協力について学ぶ。特に，最近の消費者トラブルの傾向と相談事例を知り，適切な対処・予防法を学ぶ。</p> <p style="text-align: center;">(講師) 消費生活専門相談員 前野春枝 又は 大内美喜子</p>
15:00-16:00	<p>【講義・演習】地域で取り組む消費者教育</p> <p>高齢者の見守り(気づき，声かけ)のポイントと消費者トラブルの対策について，啓発する際の具体的な工夫について学ぶ。</p> <p style="text-align: center;">(講師) (公財)消費者教育支援センター 研究員</p>
16:00	閉講

※ 講師の都合等により，カリキュラムを変更することがあります。

6 受講方法

(1) 受講申込

別紙「受講申込書」に必要事項を記入し、FAXまたは郵送にてお申し込みください。

※スケジュールをご確認のうえ、いずれかの会場に出席願います。

※申込者多数の場合は、会場・人数を調整させていただくことがありますのでご了承ください。
調整させていただく場合のみご連絡します。

(2) 申込締切

開催日	会場	申込締切
平成29年 11月29日(水)	常陸太田市民交流センター 大会議室	11月8日(水)
12月5日(火)	取手市福祉会館 3階 講座室C	
12月7日(木)	ワークヒル土浦 2階 会議室	
12月12日(火)	ワークプラザ勝田 2階 研修室2	11月21日(火)
12月14日(木)	茨城県県西生涯学習センター 2階 小講座室2	
12月19日(火)	潮来市中央公民館 3階 研修室	
12月22日(金)	茨城県水戸生涯学習センター 3階 大講座室	

7 その他

(1) この講座は、公益財団法人 消費者教育支援センターが企画及び運営を行います。

(2) 駐車スペースが各会場共に限られていますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

(3) 筆記用具をご持参ください。

(4) 申込み後、やむを得ず欠席する場合は、茨城県消費生活センターへご連絡ください。

8 申込み・問合せ先

茨城県消費生活センター 担当：寺門

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 (水戸合同庁舎内)

電話：029-224-4722 FAX：029-226-9156

E-Mail syose@pref.ibaraki.lg.jp